

第203回 全経簿記検定試験 上級 一 会計学一 解 説

模範解答・予想配点・解説等は、学校法人高橋学園が独自の見解によって作成しており、検定試験実施機関における本試験の解答並びに出題の意図を保証するものではありません。なお、予告なしにその内容を変更する場合がございます。ご理解いただいたうえで、ご利用ください。

問題 1 正誤問題

<参照規定>

1. 「企業会計原則注解」1 項（重要性の原則）
2. 「企業会計原則注解」17 項（貸倒引当金又は減価償却累計額の控除形式について）
3. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」55 項
4. 「企業結合に関する会計基準」109 項
5. 「退職給付に関する会計基準」15 項
6. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」36 項
7. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」55～56 項
8. 「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正 5 項
9. 「金融商品に関する会計基準」20～22 項
10. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」9 項

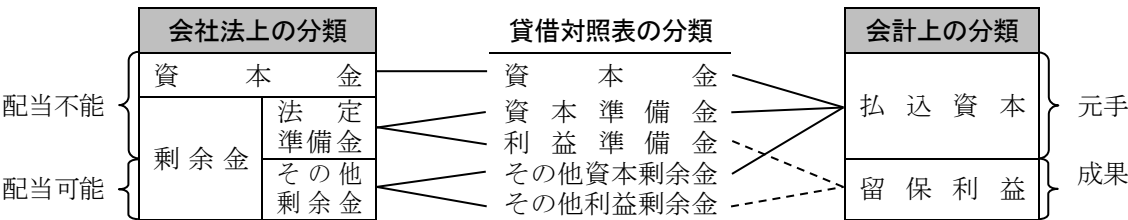
問題 2 理論問題（資本取引・損益取引区分の原則）

- 問 1 企業の取引のうち、
- 資本取引は、企業活動の成果と無関連の取引をいう。
 - 損益取引は、企業活動の成果と関連する取引をいう。

財務会計が提供する情報のうち「期間損益」は特に重要視されるため、期間損益を適正に算定することは、財務会計の重要課題となる。期間損益計算は、一会計期間における**企業活動の成果**を計算するものであり、**企業活動の成果とは関係しない資本取引はこの計算に含めず**、損益取引のみを計算要素として期間損益を算定することが求められる。

問 2 会社法上と会計上における資本の考え方は、次のように異なる。

- ・会社法上の分類： **資本金、剰余金（法定準備金＋その他剰余金）** ⇒ 配当可能かどうかで分類
- ・会計上の分類： **払込資本、留保利益** ⇒ 元手と成果で分類



会計上の分類に基づく、**資本剰余金**は、**払込資本**であるため原則として**配当不能**であるが、例外的に「**その他資本剰余金**」は**配当可能**となる。

対して、会計上の分類に基づく、**利益剰余金**は、**留保利益**であるため原則として**配当可能**であるが、例外的に「**利益準備金**」は**配当不能**となる。

問3～問5 株主資本の計数の変動

現行の法令等に照らして、計数変動の組み合わせは、次のように整理できる。

問3の「資本剰余金を利益剰余金に振り替えることができる例」は「欠損補填としての、その他資本剰余金からその他利益剰余金の振替」だけが正解として認められると思われるが、

問4～問5に関しては、模範解答以外にも、該当する具体例を正しく記述すれば正解であると思われる。

			【 振 替 先 】				
			資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
				資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金
【振替元】	資 本 金			問5 ○	○	問5 ×	×
	資本 剰余金	資本準備金	○		○	問3 ×	×
		その他 資本剰余金	○	○		×	※3○
	利益 剰余金	利益準備金	問4 ※1○	×	×		○
		その他 利益剰余金	※1○	×	※2○	○	

- ※1 会社法施行（平成18年）より前は、利益剰余金を資本金に振り替える手続きが認められていたが、会社法施行後にそれは禁止された。しかし、留保利益を資本金にしたい（株式を交付せず資本金を増加させたい）というニーズは一定数あることを受け、平成21年の会社計算規則（25条）改正で認められた。
- ※2 「払込資本の各項目はマイナスにならない」という会計上の慣行を根拠に、その他資本剰余金を、その他利益剰余金で補填することが認められる。
- ※3 「欠損（＝その他利益剰余金のマイナス）は、払込資本が毀損していることと同じである」という会計上の慣行を根拠に、その他利益剰余金を、その他資本剰余金で補填することが認められる。

問題3 理論問題（キャッシュ・フロー計算書）

問1 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの記載方法

「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」第二・二・3・①及び②項を参照すると、次のように規定されている。

- ① 受取利息、受取配当金及び支払利息は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法
- ② 受取利息及び受取配当金は「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払利息及び支払配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法

上記方法をまとめると、次のとおりである。解答用紙には既に「利息の受取額」についての印刷があるため、それにしたがって方法①と方法②を判断し、残りの項目を記載すればよい。

	受取配当金	受取利息	支払利息	支払配当金
方法①	営業活動			
方法②	投資活動		財務活動	

問2～問3 方法①と方法②の根拠

方法①及び方法②の規定について、利息の受取額に着目した設例を用いて、解説する。

《設例》

- ・商品 5,000 円を売上、うち 2,000 円は掛けとした。
- ・受取利息 2,200 円を現金で受け取った。

《仕訳》

(借) 現金預金	3,000	(貸) 売上	5,000
(〃) 売掛金	2,000		
(借) 現金預金	2,200	(貸) 受取利息	2,200

《損益計算書》

売上高	5,000 円	※うち 3,000 円が現金売上
受取利息	2,200 円	
当期純利益	7,200 円	

《キャッシュ・フロー計算書（間接法）》

方法①	方法②
営業活動 C F	営業活動 C F
税引前利益 7,200 円	税引前利益 7,200 円
受取利息 △2,200 円	受取利息 △2,200 円
売上債権の増加 △2,000 円	売上債権の増加 △2,000 円
小計 3,000 円	営業活動 C F 3,000 円
利息の受取額 2,200 円	：
営業活動 C F 5,200 円	投資活動 C F
：	利息の受取額 2,200 円
	投資活動 C F 2,200 円
	：

(方法①についての論拠)

方法①によれば、損益計算に関連する項目（利益処分項目である支払配当金以外）をすべて営業活動に記載するという考え方で表示される。これは、損益計算に関連する項目を営業活動に含めることにより、税引前利益と営業活動 C F との差が少なく見せられるためである。

(方法②についての論拠)

本来の活動内容に着目した方法は②である。利息の受取額（受取利息）は、資金の貸付活動、つまり投資活動によって得られるものであるから、投資活動とすべき、という考え方である。

言い換えると、投資活動の成果（＝受取利息・受取配当金）と財務活動上のコスト（＝支払利息・支払配当金）を区別するという考え方である。